



八王子地本「不当処分・不当転勤の撤回を求める

交渉打ち切り！

申し入れ【第4回交渉】
パワハラ・暴行の被害者が加害者にされた！
1月24日開催

【第4回交渉の主な議論】

- 賞罰やプライバシーに関わる議論は
団体交渉に馴染まない（回答しない）

第3回交渉までと同じ認識を変えない!!

- 組合の「正当防衛」という主張に対して、正当防衛だとは考えていない。正当防衛かの判断は団体交渉ではできない。
- 組合の「首都圏本部の高圧的な面談で反省を強要された」という主張に対して、強制、強要して記載させた事実はない。

2018年3月に会社が示した「今後の労使関係の基礎的条件」の第1項には「労使間の諸問題は速やかに団体交渉における話し合いにより解決すること」と書かれています。労働組合には話し合いでの解決を求めながら、団体交渉で組合の主張を認めず再調査もしない、詳細を明らかにしないことは不誠実交渉です。

【組合の主な主張】

「再調査はしない」「正当防衛は判断しない」「賞罰やプライバシーに関わることは回答しない」という会社姿勢では団体交渉で結論を出すのは限界である。これ以上、交渉を続けても進展がないので打ち切らざるを得ない。今後は本人の意向に踏まえて対応していく。

会社が団体交渉で解決する姿勢を見せず、打ち切られるを得ない判断となりました

組合員と議論し、真実を広めていこう！